

◇医療機関等で立て替え払いをしたとき◇

医療機関等で資格情報が確認できない次のようなケースでは、保険診療を受けることができません。

例えば…

急病などでやむを得ずマイナ保険証等を提示できずに診療を受けたとき

- ・ 急病で健康保険を扱っていない医療機関で受診したとき
- ・ 医師が必要と認めた治療用装具を装着したとき(コルセット・サポーター・義手・義足・義眼など)
- ・ 9歳未満の小児の治療用眼鏡・コンタクトレンズ代
- ・ 生血液の輸血を受けたときの血液代
- ・ 鍼、灸、あんま、マッサージの施術費(健康保険の対象となるものに限ります)
- ・ 四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等の費用

上記の場合、いったん医療費の全額を立て替え払いし、後日健保組合に「療養費支給申請書」を提出していただければ、払い戻しを受けることができます。

※ かった費用のうち、保険診療に準じた算出額から自己負担金を差し引いた金額が払い戻しされます(かった費用が全額払い戻されるわけではありません)。

※ 申請書はホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

◇9月分保険料(10月20日告知)の標準報酬月額をご確認ください◇

ご提出いただいた算定基礎届により標準報酬月額の決定をさせていただきました。

【月額算定在中】と表示した封筒にて順次『標準報酬月額決定通知』をお送りしておりますが、改定月が9月までのものは月額変更届による変更が優先となります。対象の被保険者の方がいらっしゃいましたら忘れずにご提出をお願いいたします。

◇第三者行為による傷害の申請について◇

交通事故等などの第三者の行為によって、病気やケガをして健康保険を使用する場合は、健康保険組合にご連絡ください。ご連絡後、『第三者行為による傷病届』を提出いただきますが、ケースに応じて以下の書類を速やかに提出していただく必要があります。

【必要な添付書類】

■交通事故の場合

交通事故証明書・事故発生状況報告書・念書兼同意書(被保険者・被扶養者用)・念書(相手方用)示談書のコピー(示談が成立している場合)
人身事故証明書不能理由書(人身事故扱いの交通事故証明書が発行できない場合)

■交通事故以外の場合

念書兼同意書(被保険者・被扶養者用)・念書(相手方用)・示談書のコピー(示談が成立している場合)

※示談を行う場合には不用意に損害賠償請求権を放棄しないように慎重に交渉を進めてください。

◇夏も感染予防を徹底しましょう◇

コロナの変異株が猛威を振るっています。夏は人の移動も多く、連日の猛暑により体力も落ちて風邪をひきやすい季節です。バスや電車等、人混みの中でのマスクの着用はもちろんですが、こまめな手洗いやうがいなど、感染予防をしっかりと行いましょう。

☆熱中症にならないようマスクの着用や水分補給は状況を判断の上行いましょう。

マイナ保険証への登録も引き続きご協力をお願いいたします。

マイナ保険証にする事で病院窓口でのお手続きや、確定申告の際の医療費控除のお手続きがスムーズに行えます。また、現在お持ちの被保険者証は12月1日に猶予期間が終了し、お手元の被保険者証は使用できなくなります。ぜひ、余裕を持ってマイナ保険証への切り替えを進めていただくようお願いいたします!